

○住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述等についての取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項及び第7項の規定に基づく証拠の提出及び陳述等について必要な事項を定めるものとする。

(請求人による証拠の提出)

第2条 請求人は、証拠を提出することができる。なお、郵送によることを妨げない。

2 前項の証拠の提出期限は、監査委員が与える陳述の機会るとき又は監査委員が定めるときまでとする。ただし、監査委員がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(請求人の陳述の聴取)

第3条 監査委員は、請求人が陳述を行う場合、陳述の聴取の日時及び会場を、請求人に通知するものとする。

2 請求人は、陳述を行う日の前日までに、陳述を行う者を監査委員に連絡しなければならない。

3 請求人の陳述は、一人20分以内を原則とし、陳述する者が複数の場合であっても、陳述を行う者全員で60分を超えないものとする。

4 請求人は、請求書記載事項を補足するための陳述を行うものとする。

5 請求人は、陳述を代理人に行わせようとするときは、陳述のときまでに代理人に係る委任状を監査委員に提出するものとする。

(関係職員等の立会い)

第4条 監査委員は、前条の規定による陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある市長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）を立ち合わせることができる。

(関係職員等の陳述の聴取)

第5条 監査委員は、関係職員等の求めに応じ、陳述の聴取を行う。

2 関係職員等の陳述の聴取の日時及び会場は、監査委員が定める。

3 関係職員等の陳述は、一人20分以内を原則とし、陳述する者が複数の場合であっても、陳述を行う者全員で60分を超えないものとする。

4 関係職員等は、請求内容に対する見解に係る陳述を行うものとする。

(請求人の立会い)

第6条 監査委員は、前条の規定による陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、請求人を立ち合わせることができる。この場合、監査委員は、前条の陳述の聴取の日時及び会場を請求人に通知するものとする。

2 監査委員は、立会いをしようとする請求人の数を、必要に応じて制限することができる。この場合において、請求人は立会いをする者の選出を行うことができる。

3 請求人は、立会いを代理人に行わせようとするときは、陳述のときまでに代理人に係

る委任状を監査委員に提出するものとする。

(陳述の中止等)

第7条 監査委員は、第3条又は第5条の規定により陳述する者が監査委員の指示に従わず、陳述の聴取の円滑な運営が困難であると認めるときは、当該陳述を中止させることができる。

2 監査委員は、第4条又は前条の規定により立ち会う者が監査委員の指示に従わず、陳述の聴取の円滑な運営が困難であると認めるときは、当該立ち会う者に退場を命ずることができる。

(陳述の傍聴)

第8条 監査委員は、第3条又は第5条の規定により陳述の聴取を行うときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、傍聴をさせることができる。

- (1) 陳述人全員の承諾を得られなかった場合（第3条の規定による陳述のときに限る。）
- (2) 第三者の個人情報保護に配慮する必要があると認められる場合
- (3) 陳述の円滑な運営に支障があると認められる場合

2 傍聴人の定員は、会場の都合等により、監査委員がその都度定める。

3 傍聴希望者が定員を超える場合は、陳述の当日、抽選により決定するものとする。

(傍聴の禁止)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、第3条又は第5条の規定による陳述の傍聴をすることができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) 旗、のぼり、プラカードその他陳述の聴取の会場に持ち込むことが不適当な物品を携帯している者
- (4) 鉢巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用し又は携帯している者
- (5) その他陳述の聴取の円滑な運営を妨げるおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 監査委員の指示に従うこと。
- (2) 第3条若しくは第5条の規定による陳述に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 静粛を旨とし、私語、喫煙又は飲食をしないこと。
- (4) 所定の傍聴の場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (5) その他陳述の聴取の場所の秩序を乱し、又は陳述の聴取の運営の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第 11 条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(1) 傍聴人が前条の規定に違反したとき。

(2) 傍聴人により、第 3 条又は第 5 条の規定による陳述の聴取の円滑な運営に支障を来すおそれがあるとき。

(陳述の撮影又は録音)

第 12 条 請求人、関係職員等又は傍聴人は、陳述の聴取の会場において、撮影又は録音をしてはならない。ただし、監査委員の許可を受けた場合はこの限りでない。

(その他)

第 13 条 この取扱基準に定めのない事項及びこれによりがたい場合については、監査委員の合議により決定する。

付 則

この取扱基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。